



常陸
郡
郷考

中

ル 4
801
2



門ル34
號 101
卷 万



常陸國郡郷考卷五

河内郡 和名鈔
音甲知

水戸

宮本元球仲坊 著

按今つちと呼ばる讚岐阿野郡甲知音加久知と同く甲
代入聲不用ひう諸國の河内々皆音加不知加布知なり

本郡々風土記全文但筑波信太の四至
小郡名らるのみ 國史國造本紀等も國

造郡司の事々建置の始知蓋信太と同く孝徳の御世

小筑波茨城の二郡と割置ると見えり 按筑波と割たりと云
ふは信太郡稻敷の下

風土記と引るりて知ふへ且信太郡も同く二郡より分まさ
るに其境壤の二郡と隔たりと接續をさる其間に本郡の挿める
故かる事 疑ひなる郡の名義ハ全郡子飼川小抱らと以てなり

四至 風土記小載を以て試みこして茂舉ん小東信太郡南下總常陸之

河内 三番土

明治三二年
十一月一日 購

甲葦原西毛野河 真壁筑波小例きり 北筑波郡と云ふ 按風土記筑波

郡四至は南河内郡とあるは其當と得たり信太郡の四至は北河内郡とあるは其郡の全體より西と云へし北と云ひはるは村菅田の二郷あるは就とさるる方位なり

和名鈔郷七

島名郷 今筑波郡島名村是子飼川の東より筑波川の南小あり

嶋と云ふは勢の地なまはる 按今も其近村水堀面野井等の地島名郷の内あり

と云
えり

河内郷 詳ならん 按今筑波郡足高城中の地あるは郡名茂負一郡家の地なり郡家ハ必一郡と控制を形

勝の地と占むるのなまは後岡見氏の據る城中の地ハ一郡の中間不在一郷名と思はる或云今牛久之其近村赤塚梶内



荒植田稲岡東端元及新治郡花室等皆河内庄なりとありは庄を濫稱おれとも是河内郷なり一証もて赤塚等を其屬村と見たりととされと牛久々本郡東邊より足高城中の形勢と得たり及ハ茲且其説は河内の名ハ牛久沼の内ふふ因と云ふは蓋誤りも河内の名ハ子飼川の内の義

大山郷 詳ならん 按是そ今の牛久城中の地あるは本郡ハ關境平曠より唯牛久沼東邊村落岡壠の上小あり

故は此名茂負える今近地小遠山村と云ふも有りて向田文安文書より遠山郷と見えはるも大山小由あり或云絹川子飼川の方より紫足高城中等と遠望をれば丘阜の上小あり大山と稱はふ不堪たり且徴をふ足らざる書を述と東國戦記は大山豊前大山大藏大山庄三大山七郎かと云ふ者牛久岡見氏の麾下にて小張板橋小居より係事行も今も往々此あたり小大山氏の旧族あり小傳會よりとされと牛久城中の山林の趣をふ及らば

八部郷 今筑波郡矢田部村是仁徳紀八田皇女の爲は八田部と

百五十一 筑波郡 二 三 止 成

置一所ある處

按本國此處小久慈郡那珂郡小郷名あり鹿島郡より矢田部村あり

和銅の制して

地名二字を限りたる時田の字を省きたると今ハ曰小復きり

直幡郷 今筑波郡箕幡村是之本子飼川小瀨より浅以て水之曲水

之廻の義なるを直幡小作る水之端の義に通ハしたるあや久

慈郡美和郷も同意あり

按諸國ハ箕輪と云ふ地ありと考ふまは皆水之曲の義よりまは箕輪真幡ハ同意

寶永地圖小々猶真輪小作まり

菅田郷 今新治郡上境村是之地小菅田神祠あり

按今姿見明神と云ふ説下不見え

り上境を上界より古河内郡の北界小ありて筑波南條小接上
游の地なる故小上境とハ呼ひし之拾葉鈔黒子塚小作るも亦証

そご

大村郷 今新治郡大村是之風土記ハ信太郡ハ筑波茨城二郡と割

と置たりと云ふ小其地の茨城小連接する地なる本郷と菅田

との二郷北小横たりて茨城信太の間と隔る故なり

按此郷早信太庄

小併たりる小田孝朝應安五年鐘識小信太庄太村縣崇源寺とあり此鐘後古内清音寺の物と云ふ又芹澤筆記に載る大般若經典書小大永七年丁亥七月晦日信太庄大村郷酒井新石衛門尉藤原次家と見えたり經を何れの處に藏する小あり東寺文書小據ても元徳の頃大村より天作ありと信太庄なり此地文祿小信太郡となり延寶の頃より

新治郡小改む

右七郷今島名八部直幡の三郷及詳かゝる

蓋河内

一郷合四郷を筑

波郡とあり菅田大村の二郷を新治郡に入ふ本郡不遺をるハ唯其

名詳をらぬ蓋大山一郷のこをり按弘安勘文小大井小莖鷲柄羽原岡見蒲田四田文安文書小遠山郷白河

興國文書小馴馬馴馬寶塔寺多寶塔識弘治二年ハ河内郡馴馬をてありて其地皆牛久沼の東ふありて古本郡東邊の地なり今を却て西邊となまり鷲柄を今の稗柄村かふ所

式外贈位神祠

菅田神 上境村小なり按今姿見明神と誤稱以鬼澤大海日社ハ古額之歌うる係りあり其歌亦るをうとの神

三代實錄仁和三年五月十六日己巳正六位上菅田神授從五位下按姓氏錄菅田首天久斯麻比止都命之後也これ此祠ハ天

命之子とありてハ茂城國造り同族の神なり神階ハ明應十年ハ正三位ある處説上ハ

庄沼

大井庄 弘安作田勘文嘉元田文並云大井庄七十二丁一段これ本

郡の大井村庄の本郷なり按勘文此大井庄より上ハ又大井四丁一段六十歩ありて重複よりらに四丁

云ハ公領小て其餘を庄となりたるこ何世誰人の置ある庄なり

牛久沼 文祿地圖より太田沼と注き今筑波郡太田村其西ハある故の名今ハ沼

の東邊牛久若柴等官道か後を往還の行旅牛久の方より此沼と下瞰を係と以て牛久の名成負ひしや見えたり此沼長南北二里

小及び廣東西半里小越由南ハ若柴遠山牛久城中東ハ天寶喜高寄小莖若栗菅間の數村より兩派の上流ありて西派を矢田部の

西東派ハ矢田部の東より出く皆此沼小歸を其兩派の間小上下
 岩崎房内境松の四村有りて今も河内郡小隸を沼の西栗山太田
 足高城中上下萱場彌左衛門新田等ハ今皆筑波郡を其下流と
 疏して今河内郡龍崎東南の田小灌按風土記葦原の地
 成壑關を處なり

傳馬

兵部式云傳馬河内郡五疋

本國の傳馬あふ々本郡のこ

按廐牧令
小傳馬每

郡五疋とありま式よ至て傳馬成置う原國多し令驛馬條よ使
 稀之處國司量置不必須足とありて驛馬ととも大路廿疋中路十
 疋小路五疋の定數不及ハさふ處多し
 本郡ハ下總於賦驛按續紀
 相馬郡
 於賦驛和名鈿意部とある地は同一く保べし清宮秀堅曰葛飾郡
 井上驛より五里程成以て推せハ今相馬郡大井村をふべし將門

記小以相馬郡大井津号為京大津とあるも舟と馬との
 便よとれるかる處於保の大井となさ依ハ其例多し
 の地小達を原の衝ふる故小本郡よ置てそれより信太郡榛谷
 驛よ達より見えたり

常陸國郡郷考卷五 終

常陸國郡郷考卷六

信太郡

水戸

宮本元球仲笏 著

按和名鈔音志太もろ信濃音之奈乃陸奥信夫郡音志乃夫和泉和泉郡信太音臣太を皆志んの音と用申風土記茨城郡信筑川も萬葉小師付東鑑小志筑小作る皆志の音之萬葉斯太能守良ハ駿河志太郡もて略解ハ今藤枝驛あり小志太村

もろろ

風土記云難波長柄豊前宮馭宇天皇孝德之世癸丑年白雉四年小山上物部

河内大乙上物部會津等請惣領高向大夫分筑波茨城郡七百戸置信

太郡此地本日高見國也按景行紀陸奥日高見國と稱云こまの異なり萬葉仙覺鈔所引風

土記云黑坂命征討陸奥蝦夷事了凱旋及多歌郡角枯之山黑坂命遇

病身故爰改角枯號黑前山黑坂命之輸輜車發黑前之山到日高見之國葬具儀赤旗青幡交雜飄揚雲飛虹張瑩野耀路時人謂之幡垂國後世言便稱信太國按黑坂命時代知りたゞ多歌ハ多珂之其郡今黒坂村あり村中の高山と豎破山と云ふ是古角枯山と見えり信太ハ官驛なり是信太の名義之叔上の河内會津二人官道成歴り歸葬あり

の内何きり郡司とをなをけん續紀延曆五年十月丁丑信太郡大領外正六位上物部志太連太成以私物周百姓急授外從五位下九年十月二月庚戌授大成外從五位上養老七年三月戊子信太郡人物部國依改賜信太連姓なとあまら皆同姓おれを二人り後をふべし

四至 風土記云東信太流海南榎浦西毛野河北河内郡按此四至を西南二方誤きり榎浦ハ即榎浦之津便置驛家ともありて今江戸崎之流海本郡の内東條と下條との間ふり入る小野川の下流成受く東條を其浦と踰る南ふあり其地ハ稻敷朝夷小野高田乘濱の五郷はれハ榎浦を南界とらふ南界を下總ハ界を葦原の地なり稻敷條參見をべし風土記鈔本なきも稻敷乘濱二郷の故事と存せり且和名鈔本郡十四郷なを風土記の七百戸と昭合して建郡の始と増減なり西毛野川も是亦誤本郡の西ハ河内郡ありと直小毛野川は達をへりら西北河内郡と云ふ處ハ真壁郡の類とて大概と擧たりとせんま餘りに程遠き地かり故ハ南西二方を誤なるとハ云ふ

和名鈔郷十四

大野郷 按攝津島上郡新野音用比夜伊勢員辨郡野摩音也末の類ふと於保也と訓今大谷村是なり郡内小小野郷あると以多其文字と對用をて攝摩揖保郡大宅を音於保也介して小宅

る音古伊倍かゝるに似たり按鹿島物忌治承元年六月文書信太庄

大谷郷又此村西福寺郷口識貞和五年十月常陸國信太庄大谷郷東光寺又盛囊抄に引ける常陸國記に採大谷村之大榛本伐造鼓未伐造琴俗謂比佐頭とあるも今村中

ふろり山と云ふ所あり此地をさき云へる大谷と作るも早くうらぐ東光寺も西福寺の旧名なりと云ふ

高来郷 今竹来村是之新治郡竹島條 東寺文書元徳 巳小竹来と作る

按總社治承二年文書三村竹来社と云ふ事あり三村郷小高来社と寫し祭まるらありふや 風土記ハ後小出

せり

小野郷 今河内郡小野寺内二村是之今逢善寺領と小野と稱し其餘地と寺内と云ふ是小野の本郷

本郷

朝夷郷 今河内郡根本村ふらとひふと云ふ地あり是郷名の遺之

按此地あたり朝日氏あり此地岡壠連続しと東南面一最朝陽小向たる以て名を得ふふもや駿河安房等小同名の郷あり其地の形勢をいま考へ

高田郷 今河内郡高田村是之地小高田明神の祠あり按熊野權現といふ今神

領三百石因て考ふふ中世の習本郷の地にハ必屬村と共小祭まゐる一祠ありと大宮と唱ふ多くと其郷名は負とと其明神と稱ふ行方郡の大生明神橋明神の類ととせ

子方郷 今大形村是之古渡圓密院文書應永廿五年 大方郷とある證を

庵 按子代を早くうらぐ大改めぬり音の小と通ふと嫌ひと大改め又冬大改偶然小改たる類は地名諸國枚舉に違ありと持此地のまな

志萬郷 今嶋田村ふるべ那珂郡志萬郷 此地小野川をへて榎

浦の上流小あり地勢新治郡高嶋と類按地名の文字短うさ

えぬ係地も
諸方小多し

中家郷 詳ならん 按若や中村其遺稱よりあらざる大岩田村に
中臺中内小松村は中臺上高津村は中坪かと云

ふ所あるを其屬村なり故とも思ふ所大和法隆寺古茵の裡小
常陸國信太郡中家郷戸主大伴部羊調布進納天平勝寶八年十月
とありや云ふを賦役令小凡調布具註國郡里戸主姓名年月日と
らるる合公續紀天平八年五月詔諸國調布長二丈八尺濶一尺九
寸といふ小楯を其裡度量るに其濶果して今大尺の量か
ると云ふ古物に考古小益あるハ豈唯一端のこあらんや

島津郷 今嶋津村是之此地本郡下條の内とて 本郡と上下條東條
と三條小分つる事

圓密院文
書は見ゆ 流海の渡津ある故の名なり風土記云郡北十里碓井古

老曰大足日子天皇 景行 幸津島之帳宮無水供御即遣下者訪占所

穿之今存雄栗之村 按景行紀五十三年天皇倭武の薨と追慕し其
田功の地と見んとて八月伊勢より東海道小

幸給ひし時の事なる所本郡の倭
武經歷の地なる事ハ後小見えたり 此郡ハ信太郷と云ふなり

信太より北十里ハ 今一里
半餘 今馬掛大山かと云ふ村もて本郷

小屬とて地勢之是本郡の極北なり其以北ハ流海之大山村高

隴の上今土人岡平と呼ひて長者宅跡なりと云ふ所あり 今々
居人

かし地中多く敗瓦あり古
富有の居ふる事知るべし 其地ハ清泉あり方一步は過ぐして湧

出る事間斷か 土人其泉とふくくと呼ぶ水の
湧出る聲を名付たりと見ゆ 風土記の方位里

數小楯を推考さハ此泉ハ即碓井もて大山村ハ雄栗之村なる事

知る所僻地をれたる人の問ふ者もふくて竟小古名とも失ひ

○按大山の北涯小清水と云ふ所もありて居民懸崖を寛成架
一家常此用と云ふ處あり皆泉より土人相傳と其長者
名と生田長者満盛と云ふこと満盛ハ水守の記より供御と云
ふなる水守も故小守戸と置つる後富有とあり長者とも呼
ぶと云ふや

運ぶれハ甚便なり風土記も雄栗より北ハ地を流ハ下文西高
来里と其方位と轉して擧げるとも思ふ也
按此長者屋敷も驛
長よむらう

其徴なるをたつに及終と定めり
これと上の驛馬の條も記し考ふ備ふ

信太郷 今信太村にして郡名ふる郡家の地出雲風土記楯縫

郡楯縫郷即屬郡家の例より郡家よりて郷の事とも兼ふる

乘濱郷 今河内郡神宮寺是也
按中世一郷の内小大宮と云ふは建
て屬村と共小祭を俗あり其大宮

小々必神宮寺にして六供僧附屬なり本國の内大氏然あり本郷
も今鎮守ハ幡宮其大宮にして神宮寺ハ其社僧を事明らけり
郷名と早く失ひや烟田文書
延元三年北畠准后の此地小籠城給

ひし時神宮寺城と稱り風土記云倭武天皇巡行海邊至于乘濱

于時濱浦之上多乾海苔
原註俗
曰乃理由是名能理波麻之村
原云已下略
之○按濱浦

之上ハ今の古渡馬渡等の地土
人神宮寺此屬村なり又云乘濱里有浮島村
原注長二
千歩廣四

百四面絶海山野交錯戸一十五烟里七八町餘所居百姓火鹽為業

而在九社言行謹諱
原云以下略之○按今ハ流海の口淤塞して大
湖あり淡水小變りたれと海苔茂生し塩と

燒く事ハなり島東北洲と主り長一里餘の地とを人家二百
軒あり半農半漁と業とせり地の長さと町に量り例を續紀

天應元年三月不見えり在九社とハ島九社ありて其靈異
代懼を言行と謹諱を云ふや今嶋の鎮守ハ南と立寄明神北と

小島明神と云ふ大國主少彦名代祭るといふ古社とも見えぬ別
小高阜の上小姫宮と稱す俗祠あり昔ハ流海より火輪飛出て必
此祠成經より飛行きと云ふ
ふ此外なる今神祠なり
こま和歌小多々信太の浮嶋と詠せり

所より保元小藤原教長の流され平治志太先生義廣り逃ま
る保元平治物語 皆此地なるを
源平盛衰記

稲敷郷 今河内郡八代村是之風土記云風俗諺曰葦原鹿其味若爛

喫異山実常陸下總二國大獵無可絶盡也其里西飯名社此即筑

波岳所有飯名神之別屬也こまハ本郷の殘簡より葦原ハ今龍崎

より東南常陸下總小分隸する谷原領と稱し廣莫なる新田數十

村の開墾せざりし時の名より二國の界もある地なる代以て二

國の人乃獵をり之今八代村は稲塚と呼ぶ塚あり 其所代稲塚

稲塚小稲荷代祭を土人は代筑波山とも云ふこれを稲塚ハ飯名

塚の約な塚と知る一収其飯名神の敷地ある代以て飯名の稲小

轉より小從ひと稲敷となり後又社の義より八代と改稱をりか

塚一 按別府文書本郡人屋代彦七常信あり此地の人なり 本郷ハ

下總相馬郡於賦驛より河内郡の南小く 兵部式 榛谷と達を

一官道おれり 和歌も詠せり 次郎百首稲敷や おとこは田井ふ

生ふより扶木集喜多院入道二品のこ侘つ おとこは田井ふ

過ねらん おとこは田井ふ 稲敷ハ里按ひつらとハ稲刈一後再生を

事なり 筑波別屬の神ある代見まハ此邊其初筑波郡と割たる

所なる庵 按飯名ハ何如不了神もや今筑波攝社ハ稻村權現也云ふらあり是も其神を詳よとさ此とも其稱ハ稍相似たり

阿弥郷 弥彌誤 按古書彌と弥不作 神名帳阿彌神社の地あり

今阿見村是之 按今阿見と竹来と不界しく流海ハ瀕キ原迫戸との間ハ挾まる津と云ふ義らるの村名か

驛家 按出雲風土記小例云ハ榛谷驛家と題す 今羽賀村是之兵部式云常陸國驛馬

榛谷五正風土記云榎浦之津便置驛家東海大道常陸路頭所以傳

驛使等初將臨國先洗口手東面而拜香嶋之大神然後得入也 原云略之○按榎浦今江戸寄ノ和名鈔榎音衣戸ハ津なをん江戸寄とかりしを將門記不良兼水守に赴ける事と自上總國武射

郡之少道到著於下總國香取郡之神前自厥渡著常陸國信太郡寄

前津とらるる神寄より舟より江戸崎ル渡る驛馬の便ともうて水守小達とふや但寄字ハ誤なる處ハ少道ハ小路ハ同ハ百練鈔櫛寄少道源平盛衰記樋口富少路龍少路とまはり今本郡の内羽賀江戸寄より西北の吉原久野島田福田諸村の原野中ハ松の並木處處小たりと土人鎌倉海道と唱ふ一途ハ路あり是古羽賀より官道もや

此二書少く榛谷ハ羽賀なる代知きて羽賀ハ江戸寄の西ル並ひて榎浦の北涯小臨め且羽賀の西隣君山村

長者宅趾あり是驛長少く亦古驛の確證なり 按本國古驛の地曾祢安侯平津河

内雄薩藤島等皆長者屋敷なり石川久徴曰長者屋敷ハ何きの驛も遠き壹里近きハ半里ありと大不然長者を既牧令云凡驛各置長一人取驛戸内家口富幹事者為之一置以後悉令長仕これ代々の役あり家も富きたると見え何きの驛長宅趾も敗瓦巨石の類多し倉庫自ら繁盛なりし様見申物見えたる青墓橋本等の長を要路の役ハ當きハ其富も亦益厚なり

驛長と長者と稱するハ東鑑弘長元年小早馬事長者事と次てた
弘即驛長も其文にも富盛驕傲の様成載り奥津文書小駿
河國高部郷奥津郷内公文名事略中建武四年五月廿日平盛平押奥
津長者殿又駿河國符長者申免田壹町五段國役以下公事等事被
免許之由所候也仍執達如件康永二八月十
八日平盛平押こを驛長小與一文書なり 叔此驛家かれとも前
小も云ふ如く七百戸と十四小分ちて一郷五十戸の所管あれを

特ニ驛家の之小分ちらさうし

按和名鈔延喜式々大氏同時の書より二書諸國驛家の出入あり

系々鈔ハ郷成主と一式ハ驛馬成主と一異同あり

右十四郷阿彌高来志萬大野島津信太子方驛家の八郷の之是今本
郡の地もて中家詳からさきと蓋猶本郡の内はあ係る小野朝夷高田乘濱稻敷の五
郷ハ今河内郡小入る弘安勘文ふ本郡と信太東信太庄二行ニ舉

より東ハ東條之文治の頃大掾族東條氏榎浦以南五郷小據と太田
より居る此五郷南なきとも一郡小とりてを東なる故尔東條と稱せ

圓密院永和五年文書小又榎浦以北成二分一と上下二條と云

按上條村を其遺りて大率其村なりと上下下亦分ちて之筑波郡北條も亦同

神名帳信太郡二座並小

楯縫神社 今木原村あり

按島津郷を係り一社傳は彦狹知命成祭る又齋主命と祭系とも云ふ彦狹知

命楯成作るを神代紀古語拾遺に見申出雲風土記意宇郡楯縫郷
條小布都怒志命之天石楯縫直給之故云楯縫とあり齋主命の
故事之又其楯縫郡條を天御島命成も楯縫と稱云神階を仁壽
元年正六位上成諸神と同一く授ちられんにハ貞觀寛平と除さ
く明應十年小從三位
な系一詳からん

阿彌神社 今阿見村小石原 按社傳小豊城入彦命成祭乃姓氏録云大網君豊城入彦命六世孫下野君奈良弟真若君之後也こま子孫の名に因り社號とさり豊城入彦命の茨城國造の祖なきを此地に祭りしりや式出雲風土記共小神門郡同名の神あり猶能考ふ

風土記古祠

高来祠 今竹来村小石原風土記云從此雄以西高来里古老曰天地

權輿草木言語之時自天降来神名普都大神巡行葦原中津之國和

平山河荒梗之類大神化道已畢心存歸天隨身器仗原注俗曰伊門乃門惠甲

戈楯劍及所執玉珪悉皆脫屣留置此地即乘白雲還上昇蒼天原云已下

略之口中字ハ西野宣明の本小從ふ按其村中楯ぬき山と云ふもあり今々相殿三神より竹来三社と稱を又一年村中雷鳴り

地の荒榛茂開墾を原とく宮居の趾の礎石儼存と云見て其事と罷たりと云ふ雷の名は楯ハ武甕槌天兒屋根の二神とも後小配祭せしめや圓密院永和元年信太庄上条寺社供僧等言上状小就中木原竹来兩社者庄内第一之惣廟也といはる其頃も崇奉ハ怠らざりしに按惣廟とも總社と同義小や總社の事ハ茨城郡ふあり

庄牧川

信太庄 弘安勘文嘉元田文共信太庄六百二十丁本庄四百十丁加納二百二十丁

とありて外小地名おは上下二條全庄なるに故ふる處

鹿島物忌沼承元年文書信太庄大谷郷あり其先已小庄と云

菅谷系圖成り参考を願東鑑文治四年八條院御領あり後後宇多法皇御領

目錄に載る所ハ御傳領ありしに文保二年正月尔至り東寺禱

寄附ありし事東寺文書に明之其文書數通の内嘉曆四年ハ

塙郷若栗飯岡郷安戸按地未詳元徳二年ハ上詹呂按詹字未詳竹来青谷戸

按今青宿初崎按今鳩嶋高井郷又上高井郷下高井郷按別府文書諸岡系圖此地ありと城地

今其處天作郷茂呂郷下大村按今新治等の地の事あり又実塚

般若寺建治元年鐘識も信太庄と記をり此庄境域甚廣く古河内郡

小跨りたる様往々見えり庄ハ郡界と拘らぬなり此庄司を紀氏あり

紀八郎貞頼より宗房まで四代職あり因り信太氏と稱ふ菅谷系圖

按鹿島物忌治承文書大谷郷の事ハ已小紀氏あり後小田氏亦服屬より按東鑑文治四年八月八田知家郎

從小庄司 太郎ら香取宮應安海夫註文小ふつとの津一方小田知行分一方吉原知行分

んらりの津小田知行分とあり古渡按今東條古渡信太古渡とて對岸小と同名の二村あり一方と云ふ

を此時より同名と見ゆ櫻雲記に吉原源藏人ら付ハ同時の人か

まハ其知行もや郡中ハ吉原あり知行をり安中ハ東條

と吉原信太浅小安中按本原以東皆庄内尔れを此頃を小田氏地

頭之東寺文書嘉曆四年ハ其庄雜掌と定祐と云ふ圓密院文書曆

應の頃高播磨守師冬下條と知行其眼代と右衛門入道といふ

按姓名と夫ふ入道ハ等身の毘沙門あり且其近地小宅趾をりて土手構り貞和三年ハ給主小見野

六郎あり觀應三年四月小佐倉の地を寄り記親經あり按記紀誤信太氏

應安二年六月山内左衛門入道道政あり應永至りハ土岐左馬

助秀成入道常瑞信太庄惣政所と稱し江戸寄の城小居る其廿五年又佐倉郷文書に庄主玄航とあり按道政玄航並其人詳ならず

信太牧 兵部式常陸國信太馬牧を新千載集大納言朝光常陸なるをのこほさの露草のうへにハ駒のをとりそありけはとある

小楯を本郡小野郷の地なり按其地丘隴の上より水よりけまを放牧し互にうらすされハ牧地

ハ必稲敷の方より接続したる葦原卑濕の所よりありある葦原露草は月草とも云ふ漢名鴨跖草より下濕ハ蔓延る象物をまき此歌小ても葦原ある事知らる黒川春村曰歌ハうつー花ハうつー鞍をいひうらまはたる之うへにハ諺あり

小野川 此川小川ふまとも兩源あり西源ハ今河内郡小野崎大沼等より起る故小野川と云ふ東流し今官道の猪子西大和田

東の間と絶し泉西島田東小至る東源ハ郡中乙戸の邊より出つ

最細流之荒川沖の西小一亦官道と絶し久野東島田西の間より兩

派合より按此東源ハ中世上そはうらと與原東板橋西伏過て松山

北伊佐津南の間あり榎浦に入流是東條との界之別府文書曆應四年

屋代彦七常信と武藏の兵と先導して伊佐度を渡り東條と攻めたる此伊佐津あり

常陸國郡郷考卷六 終

常陸國郡考卷七

茨城郡

水戸

宮本元球仲笏 著

風土記云、古老曰、昔在國巢

原注、俗曰都知久母、又曰夜都賀波岐。按國巢ハ國柙ハ同一注ハ土コモリハ束脛

山之佐伯野之佐伯

按佐伯ハ景行紀ハ據ハ誼諱の義、
トテ土豪の勢威ありし者を云ハ

普置掘土窟

常穴居有人來、則入窟而竄之、其人去、更出郊以遊之、狼性梟情、鼠窺掠

盜、無被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族黑坂命、伺候出遊之時、以茨棘塞

施穴内、即縱騎兵、急令逐迫、佐伯等如常欲走而歸土窟、盡繫茨棘、刺傷

終疾死散、故取茨棘以著縣名

原注、所謂茨城郡、今存那珂郡之西、古者郡家所置、即茨城郡内、風俗諺曰、水依茨

城之國、按縣ハ上小筑波之縣ともありて郡を云ハ注、
茨城郡ハ古茨城

其故ハ此茨城ハ古茨城

郡家小今八那珂郡小入り其西邊小あると云ふなり是後國府と置一茨城郷ハ此頃已に那珂郡小入たる地の名を移し也色川
三中日水依る水より一うま 又云或曰山之佐伯野之佐伯自為賊長
らささう、ま、お枕詞を

引率徒衆橫行國中、大為劫殺時黑坂命規滅此賊以茨城造所以地名

便謂茨城焉原註茨城國造初祖天津多祈許呂命仕息長帶比賣天皇

波使主茨城湯坐連等之初祖也○注多祈許呂命ハ神后八子ハ應神の時
彌馬又田國造深河意彌石背國造建彌依米菊多國造屋主刀禰岐閉

國造宇佐比刀禰合六人並建許呂の子と次周防國造加米乃意美茨

城同祖といふハ是も其一人より筑按茨城の城

波使主と共小八人の數小合とり 是郡名小兩説あり按古事記の

稻城垂仁紀積 國造本紀云茨城國造輕島豐明朝御世應

孫筑紫刀禰定賜國造といふハ筑波使主と同人なるにや按古事記

云天津彦根命

根命者額田部湯坐連茨城國造等之遠祖姓氏錄云三枝部連額田部

湯坐連同祖天津彦根命十四世孫建己呂命之後也奄智造同神十四

世孫建凝命之後也高市縣主天津彦根十二世孫建許呂命之後也茨

木造天津彦根命之後者不見の類參考す一十四十二ハ何より誤

ハ姓氏錄云茨城造豐城入彦命之後也風土記行方小難波長柄豐

前大宮馭宇天皇孝德之世茨城國造小乙下壬生連麻呂をといふを見

五ハ國造も一族小ハあり

四至 風土記云東香島郡南佐礼流海按流海ハ風土記信太流海榎

浦流海行方海をとりありて當

時總稱なり和名鈔本郡佐賀郷ありて今坂村と云ふ其地南邊流

海小臨む處をれハ佐礼ハ佐賀の誤なり事疑なり今も流海を總

稱して霞浦と云ふハ風土記行方郡の地名より廣よりたる稱な

まとも浦ハ江海邊曰浦又大水有小口別通曰浦の二義より古稱

ハ能くうなり或云佐礼ハ佐我 西筑波山北那珂郡

小作至たるよりの誤なり

和名鈔郷十八

夷針郷 今新治郡泉村是なり一上總夷瀆郡と同字例なり按夷瀆

安閑紀國造本紀並伊甚小作る出雲風土記伊自美神社ハ武の伊甚神社古事記傳伊自牟國造の解も夷針伊自牟同一と云今泉村の近村大増小山鯨岡等の土人ハ井白郷上曾ハ伊字名郷なりと云ふ何れもいし記さる

山前郷 今新治郡山寄村是く此地皆山のささ小家居す心と以て

名を得たり中世実戸孫族山尾氏此地小居たりも其地勢より氏ととり

城上郡 今木部村是なり一と云ふ按和名鈔甲斐阿波讚岐並小井上音井乃倍なりささと其地安候と近き小過たり或云茨城の上の義ならん小も其地勢なりと云下總海上郡同名此郷なり今ハ香取郡不入る本郷村と云

島田郷 今島田村是く此郷東酒沼小臨之北小鶴川より南小流より其流小堤より因て地名と云 按加倉井妙徳寺康正元年棟札小酒沼小入る 城田と作る田と同しく助語小似たり も島田あり又按神武紀作城處曰

佐賀郷 今新治郡坂村是く本郡南邊岡阜連續の地小て流海小臨之按上四至佐礼流海の下小も説を擧とり

大幡郡 今新治郡小幡村是く於乎の混用より小幡とたりし安弘

勘文總社文保文書 並已小幡小作る 土人唱えておつと云ふ 下總香取郡大門村 土人ねつやと呼

同小 湘山星移集鎌倉大草紙旅宿問答等に常陸人越幡六郎と云

るハ小田知重ウ子小幡太郎光重ウ後小て此地小居る奥羽永慶
軍記驛路鞭影記追畑小作王關東古戦録乙畑小作り真言宗血脉
押幡小作王ハ皆此地之

生國郷 國園誤今小曾納村是之古訓園と園生と云ふ萬葉小も見
えり因て曾納の字を用ひり

茨城郡 今新治郡平村むらと云ふ地りり故府の地なを傳ふ

是風土記の時已小那珂郡小入たる舊郷の地名茨城と移して此
地の郷名とを遺稱して一國の中央小て四通八達の境なる故

小國府を置じり今小府中と呼び
按和名鈔國府在茨城郡
此地なり東鑑建保

二年四月小常陸國府中間之事稅所延元文書府中石岡城鹿
島永享富有注文府中寶藏寺とあるを府中の稱も年々稅所

延應元年文書小古國府西殿本畠云ふ文は其頃府趾を畠

となりし
按總社正安二年文書小留守所御館跡南半分并久松
名公田とあるを留守所も亦畠となす將門記天

慶二年十一月將門を為小國府燒亡其後東鑑治承四年十一月
小源頼朝國府小館して佐竹を攻らると其廢墟となり

頼朝以後の
弘安勘文在庁名田の内稻久加茨城定とあるハ茨

城も一所の小地名となり其風土記云從郡城西南近有河謂

信筑之川源出自筑波之山從西流東歷郡中
按郡家
の地入高濱之海

以下
畧之又云夫此地者高濱芳菲嘉辰搖落涼候命駕而向乘舟以游春則

浦花千彩秋是岸葉百色聞鶯歌於野頭覽舞鶴於渚干社
漁孃逐

濱洲以輻湊商豎農夫棹舫艇而往來况乎三夏熱朝九陽蒸夕嘯友
 率僕並坐濱曲騁望海中濤氣稍扇避暑者祛鬱陶之煩罔陰徐傾追
 涼者軫歡然之意詠歌云多賀波麻爾支與須留奈彌乃意支都奈彌
賀波麻乃志多賀是佐夜久伊毛乎古比門麻止伊波波夜志古止賣志門毛按九陽ハ楚辭文選小見乞と信筑と萬葉
 小師付筑山の歌上の騰東鑑建保六年小志筑とけり其川を末に詳
 々々當時高濱府下の地とて遊人も亦多うりかたふ

田舎郷 舎余誤餘省文とて今新治郡玉里村是なり風土記云郡東
 十里桑原岳按和名鈔訓昔倭武天皇停留岳上進奉御膳時令水部
 新掘清井出泉淨香飲喫尤好勅曰能淨水哉原注與久多麻由是里

名田餘とて郷名の由なり按鹿島文曆二年神供用途目錄小竹原
郷十三石桑山郷十三石大枝郷十三石

と次第と一桑山と桑原の名残なる一其故ハ竹原ハ玉里の北
 りけり大枝ハ今玉里村中ねいと呼ぶ地なり香取應安海夫注
 文小大枝津又大志との津大せう知行鹿島康永目錄小大枝田木
 谷田餘弘安勘文嘉元田文とも小大枝田余と次てたり是桑山の
 桑原なり証なり古くハ田餘田余とあり一を天正十五年江戸
 重通此地より鹿島大官司へ贈る状小始て自玉里と書たり
 今其村鎮守大宮の後小玉乃井と稱す古井は靈泉とて猥
 小人を窺成許さばこを其清井なる一其餘村中小名水と
て六井ありと云ふ

小見郷 今新治郡小見村是に其名ハ麻績の義なり按下總香
取郡小見村と和名鈔海上郡
麻績郷なりと云ふ弘安勘文小北郡瓦屋太田小見片岡宇治會沼
 田按瓦屋ハ今河原谷と並一列せる數村と其郷小屬とて地を
沼田ハ今野田

拜師郷 今新治郡上林下林の二村是之拜師ハ林の義なる由ハ出
雲風土記小見えり按地名ハ二字と定まりし時の制なり

石間郷 今岩間上郷岩間下郷の二村是之按此地ハ宍戸家周々孫
岩間太郎知宗地頭とて其子彦四郎胤知興國二年七月北郡新

城の戦官軍と以て戦死せし事其系圖小載たり按鹿島永享富有注文ハ龍寄彈正少弼知行

安飾郷 今新治郡安食村是之按和名鈔近江犬上郡安食武阿自岐神社あり其鎮守大宮
應永十年鰐口識小常州南野庄安食郷と記せり按香取應安海夫

注文安食大宮縁起等小據ハ此地ハ小田時知の子安食越中守盛
知地頭とて其子兵部少輔知房小傳ふ按鹿島富有注文ハ安食郷彌次郎梶原五郎知行と
何れ彌次郎ハ知房の後りて永享七年小至てハ梶原ヲ知行の地と

白河郷 遊方名所畧云元禄中著茨城郡白川黒川兩般流也或云黒川畔
川也流入田地畔也黒畔和訓近按是元禄頃より白河の稱あり
益小鶴三流の外ハ獨今巴川と稱多る一派あるの之是即白川
小して安侯の驛道なり是白河今巴川の上流小仍り郷として其本郷ハ部室片倉の

あたり小もやわらん長門本平家物語富士川軍の段平家より多
氣義幹使と捕え關東の様と問へ答ふ常陸國白河より此方々

野も山も皆軍勢にて候とあるを此郷官道ふらりて人の耳目
少りまじ地なり按常陸ハ陸奥の誤ならんりささとそれ巴川の

源兩派あり西派を岩間村より發し部室片倉柴高此間ハ古驛路あり

諸村を経て東流は是名所畧ふ云ふ白川なふり東派を西郷地

按此村名ハ因ても其西の西より出て下座雨谷越過て南流す是

黒川ハ此二派世樂按烟田文書瀨落ハ作る生井澤の間を合流

下吉影青柳諸村ふらり屈曲して巴川の名なり茨城行方鹿

島三郡の今乃界とを東行して行方郡串挽鹿島郡當寄の間

り北浦鹿島行方二郡界の流海也小入る西郷地より来る一派ハ最細流小

て恰畔川と云ふ按陸奥白河黒河郡名なり下野那須郡黒川

ハ今の黒羽根と見ゆきを黒埴より義小

安候郷 今上安古下安古二村是此地郷を以て驛を兼たり驛路

上行方郡曾禰と受て下那珂郡河内小達以後紀弘仁二年十月暫

く其驛と廢とす又兵部式小安候二疋とあり按鹿島永享富有

安子郷平内三郎龍寄彈正少弼知行

大津郷 今新治郡大堤村是之大津ハ船舶集會の地也稱なり近江

郡大津難波大津の類ハ齊明紀筑紫此郷流海の上流ふて佐賀の

西小より對岸ハ信太郡島津郷なり昔土浦城をき時諸方より舟

船輻湊と事想像す按文祿四年佐竹義久知行目録ハ本郷と稱一筑波郡小隸と大堤となりたる其後之隣地戸寄も大津寄の畧なる哉知る一府中土人古道の傳説も前小舉たり此地より上陸をまハ何如小も今の平村よりハ南小出る便なる

立花郷 今行方郡羽生八木蔭等の地是之鎮守橘明神あり若舎人

元徳三年 文書北自宮脇橘江行大道と云ふ四至の文あり若舎人郷ハ中世今の捨

木若海等の地此稱小此地承安二年常陸介高階經仲後白河帝の親臣より平

清盛小點あら鹿島宮小寄られを治承中源頼朝再ハ寄附あり

て永く神領とあり其社大祓巫中臣氏羽生小居了今小其地を氏

ととゞ經仲已下の事ハ東鑑及鹿島大禰互文書小見ゆ按此郷風土記小據

ハ大益河より東小て行方小隸すまに風土記の後小立たる郷たりや其名を載せ且今本郡小屬とハ風土記の後郡界をも改め一事ありと見えたり

田籠郷 今新治郡柿岡村小接とる高友と云ふ地是之籠古訓加多

萬神代卷無目籠又無目堅間所謂堅間是今之竹籠也古事記無目勝間和歌ハ玉勝間ともありなまハ太加多

萬と唱えハ中世田子共と稱一總社治承三年文書二鳥居田子

共郷其供役の地弘安勘文嘉元田文並云北郡内柿岡三丁九段田子共

四十四丁五段按柿岡小十數倍とる地なるも其本郷たる是小ても知る税所永享中の注文

小柿岡河俣上曾吉生田子共柿岡高倉沼田此六所令進候とあり

と田子共ハ柿岡の分小て事濟たれハこきを除きて六所と數え

たゞふて此頃を已小村岡小入りしと見えたり 按境域の興衰其地主の權勢小因

る者多し小田系圖小八田知家七子小田十郎時家村岡の地頭
小て鎌倉引付衆より評定衆となり子孫代々其職を襲は故小村
岡遂小本郷となりし近代稻葉氏龍川氏等
諸侯の治所を置たるも其故資小據まるとなり

右十八郷今佐賀大幡茨城田余安飭大津小見夷針田籠山前拜師十

一郷を新治郡とたり立花一郷八行方郡小入る島田石間白河安侯

生園城上の六郷の古本郡の地小て那珂郡吉田入野安賀常石全

隈日下部志萬阿波芳賀石上鹿島茨城八部洗井十四郷 中世那珂西郡と稱せり

地をと合とて今茨城郡ふり

神名帳茨城郡三座 並小

夷針神社 詳をら 按夷針を泉なる説上ふり今新治郡泉村小御朱印二石石牛頭天王祠三石の愛宕權現あり愛宕の香火盛なり此二祠の内何より式社なるしと云ふさ

とと祭神ハ其舊を失ひしなり一或云上曾鯨岡等井白郷なり

いと云ふ夷針の訛を是を其郷中を是を今足尾權現是なるし

羽梨山神社 今岩間村小あり 按社記云木花開耶姫命を祭る相傳ふ昔此山櫻多く花時満山雪の如し

因て花白と云ふと羽梨と訛りし又一云筑波ハ満山松樅叢生

をる故小葉山茂山と云ふ此山樹なきを以て葉なりと云ふとこ

を筑波小對しと稱ふ 拾葉抄安戸峯山熊野三所權現勸進

疏あり文龜中本社荒廢して熊野權現と合祀せり疏を其時の物

之古山上小社あり今ハ舊地より移るハ丁程下りて平地ふり御

朱印七石別當を不動院熊野社領ハ五石別當ハ普賢院と云ふ永
慶軍記小田の兵小羽梨新六
あるハ此地の人なるし 三代實錄貞觀十二年八月廿八日戊

申授從五位下羽梨神從五位上、仁和元年九月七日戊子授從五位

上羽梨神正五位下、按神階ハ明應小正二位なる

主石神社 今鹿島郡大和田村小なり 按大和田村ハ今本郡下吉影村と巴河を隔て、對岸の地

なり今巴河郡界となす其地本郡たるを疑ふ人もあり是と行方郡當麻之此河東岸小あまは古ハ此川郡界小なり余ハ當麻も鹿島小隸一巴河も下吉影より漕運の為小疏開して廣ざりたる當然此郡界と見ゆまを元禄已後漕河となり後の見たり此ハ大和田も文禄已前々本郡の地なる事疑ひなく此社宇下小大石なりて追年に長すと云ふ 文徳實録嘉

祥三年六月己酉詔主玉神列官社三代實録貞觀三年九月廿三日

甲午授從五位下主玉神從五位上 按兩實録並主玉とあまハ神名帳の誤りや且文徳の原文ハ詔

鴨大神御子神主玉神とありて二社同時小官社たるを記を崇神紀小據ハ神主主玉とありて小似より神階を明應小從二位なる

式外贈位神祠及舊社

村上神 今新治郡染谷村龍神山の祠之其山染谷村上二村の上小

跨まふと以て世小村上龍神山とも云ふ 按山上小二大石なりて龍門君門と名つく其下

洞穴深さ測るよりらす龍神山の名ある由なる 三代實録仁和元年九月七日戊子授從

五位下村上神從五位上 按神階ハ明應小從二位なる

總社 今府中古城の後小なり故趾を古國分屋寺なりし屋寺原

と云ふなり大掾詮國其城を築ち後鎮守の為小移し祭り

按社中小治承三年文書あり吉田筑波靜稻田大國玉をく國中式社を舞殿等あり配祭七一様不見えより惜哉其首闕損して全らざる五畿内志小總社の事を載て傳云國府必建社有事於國內官社國司率僚屬先修典禮於此其儀猶京師神祇官とあり

る々何まよりの傳を多や詳ならさまとも此殘闕の文書小校
る小總社とを一國の式社を總祭と一社の稱ならし一其創立の
年代ハ知る小由なきとも神護景雲元年春日社を建て貞觀元
年石清水宮を建一類もあまハ其世近きあたり小諸國よても其
國內の式社を國庁の近地小合祭一拜祭小便せしならん備後國
志津高郡市場村總社條小寶龜項の鎮座と傳ふと有り其傳果一
て信ならハ春日を祀まると年代畧近し今國小よりてハ六所宮
と云ふもの國府小遺りて總社と稱さる國もあり其六所の
祭神もこりくの説ありて一定なり畢竟總社と六此社其始ハ何
所と國小因てハ其制同一らさりと見えたり
如りりらん中世よりハ鹿島の攝社して康永二年鹿島神領田牧
注文小總社七十六町六反大と載たり且此社人清原治詮賢徳二
年七月鹿島大官司中臣則廣より權禰宏職小補とられ一任符
是
按
僭稱之外小庁官より五位職小補と一状も有り
及文和三年鹿島御
り皆職の字を加えたるハ猶憚る所あるなり

船祭用途目録等とも社中小蔵より因て思ふ小本社ハ鹿島神宮

ふて式社とも合祀と一なるなり
按東鑑を檢する小國廳の總社
と一所の總社との二つ有り百

練鈔小も法成寺總社蓮花王院總社行願寺總社なり伊能頼
則云百練鈔小蓮花王院總社の神號を並擧たるを見まを皇國の
神と蕃神とを合祭すも故小寺院鎮護の社をも總社と云ふ稱を
同し々とも其實ハ異なり鎮守も北山鈔小鎮守明神位階封戸
事の一條有りて必寺院鎮護の稱してハなきと東鑑伊豆國願
成就院鎮守百練鈔東大寺鎮守なりある上の一所の總社と同
し寺院鎮護の祠と云ふ氏神
又ハ宇夫須奈小同し有り也

庄 私稱郡 川

南野庄 後宇多院御領目録云廳分常陸國南野牧
按廳分とハ
院廳の料りと弘

安勘文小南野牧千百九十一丁九段大嘉元田文小ハ南庄六百五

十丁と載たり按是ふて庄牧互小稱を多しを知らし一勘文より田

載小田牧の稱あり愚管鈔小大舎人允宗親大岡判官時頼とて五位尉小なりて頼盛入道許小多年仕えて駿河國大岡の牧と云

ふ所を知らしとあるも牧庄互小稱なり鹿島田牧注文とあるも此稱小同南野牧南庄茨城郡の

南地より原野多し故の稱なり一安食村大宮鰯口應識南野庄

安食郷鹿島永富有注文南庄安食郷安倉郷石河郷香取應海夫注

文南野庄柏寄津大光禪師語録觀南野庄高岡郷應稅所永文書南野

庄藤澤郷大蟲和尚語集永南野庄善應寺真鍋小ありなりありふて其

地の大概と知る按藤澤を筑波郡の屬地なる一されと庄小ハ入し小や

小鶴庄 弘安勘文嘉元田文並云小鶴庄四百丁今小鶴村其本郷之

領家知ろ按畑田應永卅三年文書小鶴修行方郡玉造村

天龍寺鐘應永丁丑八月十二日識常州小鶴庄北二堂天王宮鐘二字ハ鐘

時小鑿滅一 鎌倉志小應永三年十二月足利義滿常陸小鶴庄を圓

覺寺正續院一寄附状あり永享富有注文小ハ実戸庄内とあり

已小其庄小入し下小見ゆ

実戸庄 弘安勘文嘉元田文稅所切手員數等に庄名なきハ領家何

り其地舊名と以て実戸氏と稱する其其所領の地と濫小庄と

稱と一一木文書應実戸庄山尾郷手越村詳筑波潤朝

申状享德 宍戸庄内泉城富有注文永享 宍戸庄内岩間郷阿子郷今安住

吉郷志多利柳郷地詳な 下土師郷山尾小鶴郷住吉村天王祠鱒口

文明十三年 識宍戸庄住吉住人太郎次郎拾葉鈔宍戸庄峯山羽梨の類

皆庄内の地名なり

南郡 東鑑養和元年小此稱り弘安勘文嘉元田文小據ハ國府と

も小茨城郡を二分して其南を心と南郡と云ふ二書の目ハ南野

牧田文小河志筑大枝今五里 田木谷小井戸野寺野田竹原田余上

吉影下吉影荒張今新治 大谷土田高濱田古今 塩橋今 市河松延今成

入國分寺府郡分在廳名恒安佐谷稻久石光稻貞米吉石宗香丸稻

國元久稻富延吉恒岡別名ハ福真三郎丸大橋弓削今竹原 柴高子

野代今詳な 石岡府中の南城 勅免地ハ橘國分寺と云南郡按在

已下ハ皆其職田の小地名して今府中の市中に香丸の名存とる
のミ其餘々地詳ならず稲米の名所多しハ在庁官の豊熟を
祝ふる意を其名とし人多し其職田の名とハなり

北郡 東鑑建久元年小此稱り勘文田文の目ハ河俣大多良今大

杵岡菅間今須 上曾田子共今高 瓦谷今河 吉生大増尾今大 太田小

瓦今小 高倉片岡金差今金 林村上片野沼田今野 青田横山尻今失

小幡と云皆國府以北の地なり

信筑川 風土記前小出たり萬葉師付小作里東鑑已後志筑小作る

按此地古城趾あり下河邊政義子志津久三郎行幹地頭
より子孫居城一小田氏小附屬其系圖及諸書小見ゆ筑波山東
北小指る一脉連亘して此地に至り此川ふて其脉を絶たり風土
記源の筑波山より出る由代云々其露卑よりなる川と云
ふりや何らんされと此川ハ郡中大増^東狸内^西の間より源を發
し東流して小見中戸より来る小流を納む宇治會^東小倉^西の間
を経て柳岡の東を過き是より高友川と呼ふ又南行して浦須小
至り山寄より来る小流を東より納む八重長堀金指の北より
小倉の西より来る小流を納む向町^西根小屋^東の間ふて吉生の
方より西来す小流を納む此川俣の北を経て下志筑の東小出て

市川^西府中^東の間を行く又別小一源ありて筑波郡澤邊今泉よ
り起り北流して本郡小入り佐谷^北稻吉^南の間を過き野寺の南
小至り中津川の西より合流し三村^西高濱^東の間より流海小歸
は凡小流を納むもの五派されとも其流深三尺廣二三丈小過
きす高友より下流纔小舟の漕運を通は此地を萬葉のまな
らす師付の田井^{新後拾遺}志法冬^森の森^{新後撰現}つくりの山^{夫木}
ふりて多く和歌小よるを
大益河 風土記行方郡ふり此川源を今新治郡成井小發し今茨
城郡羽鳥花野井の西を歴て大谷小至る^{南郡}因て古大谷川の名

あり東鑑治承四年佐竹義政を殺す所大谷橋も其川小架しとる故の

名を社とも後其名成失つり大谷小て今新治郡村上の方より西

来りる小流を納きを社より南流天正頃を滑河と云ふ是より新治茨城

二郡の界となす竹原東大橋西の間ふて驛路を横絶し小井戸西

川戸東を過て新治郡玉里川中子西行方郡小河東の間を南流し

流海小歸按小河も此川より地名とせしを流し此川今を其

土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記小河小至る半里餘をつらに舟楫を通じ大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

土記土記楫を折る事伐載せし今を流海より大谷ハ即大益よりて風

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

まゝ此川を其郷の西小ありて郡界小あらむ風土記の後和名鈔

白川 上白川郷の條小載たり

附録 孝子

三代實録貞觀四年五月丁丑茨城郡倅囚吉美侯酒田麻呂進位三

階以孝於父母也按原倅作徭

常陸國郡郷考卷七 終

常陸國郡鄉考卷八

行方郡

水戸

宮本元球仲笏 著

風土記云、古老曰、難波長柄豐前大宮馭宇天皇孝德之世、癸丑年白雉四年茨

城國造小乙下、壬生連麻呂、那珂國造、大建壬生直夫子等、按孝德紀三年、制七色十

三階之冠、七曰建武、天智紀三年、增換冠、倍階名、其冠有廿六階、自大織至大建、小建、大建、小建、建武、二ツ小分たる、當時いささな

此ハ追稱之、請惣領高向大夫、中臣幡織田大夫等、割茨城地八里、那珂地七

里、合七百餘戶、別置郡家、按合七百餘戶、小據て那珂地七里の五字と補ふ、所以稱行方郡者、倭

武天皇巡狩天下、征平海北、當是經過此國、即幸槻野之清水、臨水洗手、

以玉落井、今存行方里之中、謂玉清井、更廻車駕、幸現原之丘、供奉御膳、

于時天皇顧侍從曰、停輿徘徊、舉目騁望、山阿海曲、參差委蛇、峯頭浮雲、

谿腹擁霧、物色可憐、鄉體甚愛、可此地名稱行細者、後世追迹、猶號行

方原注風俗、謂曰立兩零行方之國、○按此建郡郡名の義なり按行

風俗下該と補ふ立兩ハ訓詳ならず又列きてふ一を免小轉細くてしちと約又又らとと轉さしや陸奥も同名の郡あり信太小例をまは郡領

多壬生氏なるり

四至 風土記云、東南並流海、北茨城郡、按南の下西字と補ふ一本

和名鈔郷十六及餘戸按建郡の始七百餘戸あり、十四郷と餘戸

文なる小其郷と載たる十二郷小止りて荒原ハ幸現原之丘の文

何れとも井上高家八代三郷ハ其影響もなり、さきハ七百戸ハ六

百戸の誤りて荒原井上等四

郷ハ風土記の後置たる小や

提賀郷 今手賀村是之風土記云、自郡行西北提賀里、古有佐伯、名手

鹿、為其人居、追著里テツク北在香島神子之社、社周山野地沃草木、椎栗竹

茅之類多生、按香島神子社ハ今玉造村鎮守大宮なり、今ハ鹿

島神茂祭る社の四周島となり、も地沃小因てり其

方位と北と云弘安勘文嘉元田文共小巳小手賀に作、税所切手

員數手賀郷按此地ハ行方景幹リ孫玉造幹政リ次子手

賀政家地頭にて子孫天正の末に亡ひたり

小高郷 今小高村是之風土記云、郡南七里男高里、古有佐伯小高、為

居處、國宰當麻大夫時所築池、今存路東、自池西山、猪猿大住、艸木密、

南有鯨岡、上古之時、海鯨匍匐而來、所卧、即有栗家池、為其栗大、以為

池、名北有香取神子之社也、いよ村中小大小の池三所あり、其一ハ

新池

大を土人呼て名むす池と云ふ池中怪物有りとして人こまをたそる 當麻大夫ら

築々ものある一池の邊も今ハ大栗樹を共小往還の路

より東に何皇鯨岡ハ土人今鯨塚と云ふ形ち大魚の如一路東

三町許小所按香取神子社今詳ならず若くハ接隣四六村鎮守

側高社をさる由なりと云ふ其祠ハ村南小所後小移と

ても知る一より此地ハ行方景幹ハ嫡子小高太郎為幹地頭小

て子孫相續きた天正の末に至る

藝都郷 今化蘓沼藝都の轉訛小一其遺稱の存ざる地小荒沼あり故小

沼沼風土記云從是當以南藝津里古有國栖曰寸津毗古寸津毗賣

二人其寸津毗古當天皇武之幸違命背化甚无肅敬爰抽御劔登時

斬滅於是寸津毗賣懼悚心愁表舉白幡迎道拜天皇矜降恩旨放免

其房更廻乘輿幸小拔野之頓宮寸津毗賣引率姉妹信竭心力不避

風雨朝夕供奉天皇歎其慙懃慈惠所以此野謂宇流波斯之小野按

髓彦長髓比賣等の例して寸津毗古寸津毗賣を兄弟長

其戸内より寸津毗賣一房ハ獨り放免ありたり 化蘓沼ハ

當麻の南より又其南を小貫村即小拔野の地なきハ四面の原

野ハ宇流波斯之小野たも亦疑ふ所なり按弘安勘文嘉元田文

武家私領の地とふ不此郷名なきハ早く

大生郷 今大生村是之風土記云從此田以南相鹿大生里古老曰倭

武天皇坐相鹿丘前宮此時膳炊屋舎構立浦濱編船作橋通御在所

取大炊之義名大生之村 按辨字書舟帷又舟行也恐辨誤將同一伊能類則曰大炊の大生とかりたるハふひの通ひニ植生ハハふあひなるをいふと呼ぶの類なり 郷中に釜谷村ありなごこの海北派

此地ふて一大灣となり本郷と相鹿との間山有り此村相鹿の岡乃對岸小して大生郷の浦濱を社ハ膳炊屋舎の地よて竈屋の義を以て名とせし事知る 按香取應安海夫注文ハハ村名數千

歳之故事と存と亦希觀の事を

當鹿郷 鹿麻誤 風土記 今鹿島郡當間村是ニ風土記云、自郡東北十

五里當麻之郷古老曰倭武天皇巡行過于此郷有佐伯曰鳥日子縁其逆命隨便畧殺即幸屋形野之頓宮車駕所經之道狹地淺深取惡

路之義謂之當麻 原注俗曰多支多支斯。按古事記景行卷倭建命曰今吾足不得步成當藝斯形故號其地謂當藝也

こまハ美濃故事ニ和名鈔船又柁和語多伊之とあるの義ハや紀小ハ謂路迂曲者為多嗜智と見ゆ神名小多藝志耳命有り大和多藝麻の地後多伊麻と云ふ 野之土埆然生紫草有香島香取二神子之社其周山

野、櫟柞栗柴往往成林猪猴狼多住 按紫草ハ今野生あり神子社ハ村中鎮守是なふハ今多鹿島香取の神を祭る屋形野ハ今其名を失小近地皆原野なまハ何處なりとも定をくハ北隣小鳥巢村有り畑田寶徳文書小鳥柁

と書たり鳥日子小由りてけなま 此地早く天王寺領となる朱印縁起食封三百烟の内常陸國行方郡當摩郷伍拾烟と載たり 按縁起乙卯歳とあるハ推古帝三年より

まご郡郷の制ハなき時なるふらく載とハ其書贋作の一証なま共寛弘四年小金山堂より探出たる書と云ハ其先已小天王寺領とな 弘安勘文嘉元田文も共小行方郡當麻郷之文祿より鹿

島郡小隸を

按烟田文書天福二年小塔摩河とあり、今の巴川と云ふ文祿拾地の前ハ兩郡界ハ塔寄と鉾田との

間と以て界と一巴川ハ郡界ふあらす此塔摩小作るも塔寄ハ當麻寄なるを知る一且此川上流小主石神社ありて今河東

鹿島郡ふるも古茨城郡小屬と一地小一此川郡界小ありさる事明らかニ猶茨城郡白河郷及主石神社等の條參見を

逢賀郷

今根小屋村岡平村等の地是

按根小屋ハ古城地の稱小テ諸國小多一此地ハ常葉

義政ハ後相賀氏となりて天正の末まで居城をり村中相賀山龍翔寺岡平村相賀山持福寺あるハ皆郷名の遺ニ今岡岡平根小屋

宇寄四村と岡四郷と云ふ是必古郷の地なり近年大生村の地を分て大賀村と名付一ハ此地名を遷と一なるとも舊地とまうひ

易風土記相鹿小作る

大生郷條

又云又倭武天皇之后大橋比賣自倭降

來參遇此地故謂安布賀

原云行方郡分不畧之○今風土記鈔本小テ每郡二三條小過以獨本郡のニ此注ありて全文今和名鈔郷名順次のまに其文を每郷小分配する

故小最末の文小出たり原書の順次ハ行方を首として板來

きて西邊を叙一又東邊當麻より大生相賀小至是郷名の義ニ後テ終る其次第八側の○中の數と見て知る一

大賀

鹿島大稱互乾元二年文書

相賀

同上嘉元四年文書

小作る風土記の形勢を考まハ

今岡平村藥師堂

即別當持福寺

の地丘前宮の舊趾小一て高く流海の灣

小枕ミ釜谷の濱より供膳戎搬送と一事千載の上戎想像して目

擊をる如

井上郷 今井上村是

按和名鈔河内國井上甲斐國井上並訓村中井乃倍今この地ハるのうと呼り

人居りり下方流海小近き水田の間小方丈餘一して早澇小増減

とある清泉あり郷名を此井小由る一此井思ふ小風土記の玉

清井小て初行方里之中なりしを風土記の後新小郷を立る小其

地を割て其井小就て郷名とハなすたふふく一因て行方北隣の郷く且此地よりハ現原又便路なり

高家郷 今武田五郷と稱をも是之此郷亦風土記の後小建よりな

たり弘安勘文武家小作畑田建武三年文書武井小作按鹿島郡高家郷も今武

井村 後甲斐武田氏族七郎五郎信久始て此地小居り子孫其氏を

以て地名を改む其家譜不見たり按鹿島大称互文和中文書武田式部大夫高信又遠江守と

も稱をゆる此地の地頭之香取應安海夫注文小も鳴田津武田知行とある文安應安の頃武田氏已小地頭なり但高信の系ハ詳

ならず

麻生郡 今麻生村是之風土記云麻生里古昔麻生于清沐之涯圍如

大竹長餘一丈周里有山椎栗楓櫟生猪猴栖住其野出筋馬飛鳥

淨御原大宮臨軒天皇天武之世同郡大生里建部表許呂命得此野馬

獻於朝廷所謂行方之馬或云茨城之里馬非也按沐字詳なり筋恐細誤或曰筋誤和

名鈔有枝曰筋無枝曰角とある小據ハ扶桑畧記天智天皇七年五月常陸國進白雉及生角馬の類之弘安勘文嘉元

田文鹿島康永田牧注文共小島並郷と並列一舉たる其地亦本

郷を割て置るふく一按此地行方景幹三子麻生三郎家幹地頭として居城あり子孫天正の半小至

八代郷 其音其地とも詳ならず按古事記孝元卷波多八代宿祢書紀天代小作り姓氏録天代ハ

代互小書より三代實録屋代小作り皆訓やろく和名鈔肥後八

代郡訓夜豆志呂甲斐八代郡訓夜豆之呂郷也都之呂其餘下總印

幡郡八代伯耆久米郡八代訓をし、又屋代ハ諸國とも訓を、印幡郡ハ今八代村より其地ハ麻賀多神社あり本國今河内郡八代村ハ風土記飯名神不因て名つけ、地を多く、備陽國志備中下道郡八代村を式三輪神社の地ハ此三所ハ皆社の義と見ゆ本郡ハ顯色なる神社をけき多訓ハ夜豆志呂なり、小や何とも所傳なり且本郡ハ境域狭くして郷數多きを其屬村なり、と思ふも大抵一郷數村不遇、弘安勘文嘉元田文小古郷香澄道田藝都八代板來逢賀曾祢不くして新名の島寄、島並若舎人、藤井、木田見、船子、小牧、延方八郷あり其新郷島並ハ古麻生の屬若舎人ハ今檢木若海の地もて荒原の屬藤井も行方の屬木田見ハ香澄の地、船子ハ井上の屬小牧ハ道田の地、延方ハ板來の屬と見ゆ、獨島寄ハ何郷不屬を、考ふる所なり、因て思ふ小此八代ハ島寄の古名あり、若然らハ今茂木堀内赤津筑地等皆其屬なり、中世武士居住の地其始ハ郡家不據り郡名を氏と、其別宗小宗ハ郷不據て郷名を氏と、類多きを、此島寄も八代の名改より、郷なきは行方景幹二子島寄次郎高幹其地頭となり、島寄氏を稱せるふらん、此地今山野の地、其名地勢、小かなハさる、如くなきと香取應安海夫注文小板來津島寄津牛堀

津と連書とふと見ま々今上戸村柴宿と稱する地ハもと島寄の内より流海不臨と本郡三面流海なる其最南端故小島寄の名あり、ハ八代の地、考ふるべき、其徵を得支聊録して考不備ふ

香澄郷 今富田村永山村等の地是之風土記云郡南二十里香澄里

古傳大足日子天皇景行登坐下總印波鳥見丘留連遙望顧東而勅侍

臣曰海即青波浩汗陸是丹霞空濛國在其中朕目所見者由是謂之

霞郷東山有社杜誤榎槻椿椎竹箭麥門冬往往多生此里以西海中北

洲謂新治洲所以然稱者立於洲上北面遙望新治國小筑波之岳所

見因名也清官秀堅曰今印幡郡菽原村鎮守鳥見明神祠あり處即幡湖中不斗出して常陸の方を眺望する小一點の障翳

なくして景勝の地ハ是鳥見丘なる事必なり按風土記の定例郷と里と書たり當麻の二所なり郷と書たり今此條ハ郷里

互稱同義不用い
 今富田村小霞城と云ふ古墟霞稻荷と云ふ祠
 何れは皆郷名の遺なり東山も富田の東岡隴連続して永山村小
 至る哉云ふ新治洲を今麻生小屬と云天王寄牛頭天王の
小祠ありと稱す
 る地を多く富田の方より望むと云流海中小斗出せり其地
 より西北望をれを筑波岳の秀色餐をく北面とハ大氏の方
 位
 して其實を西北をとも弘安勘文嘉元田文小此郷を木田見郷
 と稱すも北望の勝ありや名つけも筑波の背ハ真壁郡
 小此ハことより里ハ真壁郡筑波とも云ふへきを新治小うけ
 るハ是亦真壁の新治を割たる証小く以て真壁を置き

時小新治洲の稱ありしを
按香取應安海夫注文小富田津
りめお知行分とある龜岡ハ

其人詳ならず鹿島康永田牧注文税所
 應永切手員數とも小木田見郷あり

荒原郷 今芹澤捻木若海等の地是く芹澤東邊の原野今も荒原野

の稱あり風土記云更廻車駕幸現原之丘此間六十二字郡
名の下小出たり其岡高

敞名之現原倭武命按一本此三字なりたきも亦通風土記前後
天皇と云ふ小此處の命と稱し疑ふ

降自此岡至大益河乘機舟上時折棹梶因名其河稱無梶河此則

茨城行方二郡之堺鯉鮒之類不可悉記自無梶河達于部陸一作
部陸有

鴨飛度天皇躬射鴨迅應弦而墮仍名其地謂之鴨野土壤塔埆草木

不生野北櫟柴雞頭樹斗之木往往森森自成山林即有樹池此高向

大夫之時所築池也、北有香取神子社、社側山野、土壤腴衍、草木宥生、この現原即荒原なり、高敞ふく著見の義なり、と荒原に轉と

し、按今芹澤村舊族芹澤氏宅地、小日の岡と云ふ高き大益ハ後岡あり臨眺、小豆一是古の現原丘なるべしと云ふ

の大谷より風土記の頃ハ二郡の界なりし、和名鈔ハ茨城小

入、文祿以後風土記の舊小復せ、按部陸地詳をらる、或云部陸

益川より舟より信太ふ赴き給はんとして中流楫を折、故小陸路不就きたるを云ふ無梶河ハ大枝津ありの名なり、以て二

郡の界と云ふ今これの對岸ハ木村不梶葉寄あり、無梶の名殘以下ハ陸路信太ふ赴く路程より古茨城南邊大津より、の事

鴨野ハ今新治郡加茂村是、梶池ハ今鷺沼と云ふ是なり、無梶河ハ鯉鮒の多きと云ふも今玉里の名産と云ふ此説甚巧な

まとも、佗郡の地の故事、此條不縷舉を、思束を、後ハ後いり、又或云今玉造村鴨と云ふ地、是鴨野の遺、又芹澤の

隣地、蔵と云ふ所、小舟の池として舊地、あり、梶ハ、樹の誤り、小舟池是なり、と原文、斗之木、詳をらる、即字、小因、斗之、斗、樹の誤り、

栗樹、あり、栗池と稱するの例、をらる、さきと部陸、今、檢木、若海、の地、詳をらる、を以て、其餘、亦推究、を、不、由、なり、

共小香取神と鎮守とを、依ハ其一、何、ま、此神子社、を、らる、弘安

勘文嘉元田文並小荒原郷、按二書又若舎人郷、を、らる、荒原を、割て置たる地、を、らる、若舎人ハ

今土人、と、呼、ぶ、

道田郷、今小牧村の地、是、なり、風土記云、其南、藝都名田里、息長足

日賣皇后神之時、此地人名曰古都比古、三度遣於韓國、重其功勞、賜

田、因名、又有波都武之野、倭武天皇、停宿此野、修理弓弭、因名也、野北

海邊、在香島神子之社、土塔、櫛柞、叫一二所生、按叫字詳中山信名曰

是田里ハ即道田なり其故ハ道臣命丹波と討平せし功より丹波道主の稱と賜ハり類ふして三度より遠國小使より道路の功

より賜ひたる功田なるを道田と云ふ按鹿島郡濱里と同一く其初ハ田里なり

地名二字の制より故事今を絶て其名を失へとも藝都の南大生

相鹿の北より一郷を置へり小牧小過たる地なり且村中鉾明

神ハ古く鹿島の攝社なり是即神子社なり按鹿島大宮司藏乾元中小高

泰幹牒状小此地嘉保康和間學士知顯鹿島宮小寄附して神牛神馬の牧たりし事を載る今小牧をうりまさと唱ふハ訓ふ神牧を兼たる

さらハ其祠南の原野ハ波都武之野なり事も亦知るア

按弘安勘文嘉元田文並小牧郷を載たり

行方郷 今行方村是ニ弘安勘文嘉元田文稅所切手員數等大行方

郷と稱按中世其本郡本郷小ハ大字を加ふる俗習なり多珂郡多珂郷と大高故茨城郡茨城郷と大茨と云ふ皆同例ニ

此村何の頃より姑く八甲村と云ふ慶長圖帳猶其名なり按下河邊

系圖左馬助忠卿ヤカウ小居ると後舊小復より風土記云郡家南あり

門有一大槻其北枝自垂觸地還聳空中其地昔有水之澤今遇霖雨

廳庭濕潦郡側居邑橘樹生之按出雲風土記楯縫郡楯縫郷即屬郡家の例より郡家にして郷の事をも

兼是郡家のさほなり其地卑濕小何れと見えり按行方ハ岡上小人

家あり地なり土人云今歌々寄と云ふ島と云ふ是る處郡家の趾なり大槻ハ今なり柑橘の類村中植る者もありと殊小地小空

汲飲、以ま縣祇ハ國神と云ふ岡阜の極にたる松林の中ハ祠あり
 歌々寄、大井と土人たもると云ふ國神より程近き大北と稱
 する畠の側より根堀と云ふ水田の上ハあたり四五十年前ハ清泉
 出た社とも今ハ水涸竭て砂石の集りたる様の殘まりと云ふ
 按社中寒泉といふ大樹森蔚の地あり、今田畠ハ墾開し、
 社ハ清泉の竭しも其理ハ弘安勘文嘉元田文小藤井郷船子郷と
 て舉たる其先本又云郡西津濟所謂行方之海、生海松及燒鹽之
 郷を割しと見ゆ、又云郡西津濟所謂行方之海、生海松及燒鹽之
 藻、凡在海雜魚不可勝載、但如鯨鮫未曾見聞、こま又流海當時の様

曾禰郷 今手賀村の内曾根と云ふ地、即是之風土記云從此賀以

北曾禰村古有佐伯名曰疏禰毘古取名著村今置驛家此謂曾屋之

驛按村と稱するハいさ郷小なりさゆ故や和名鈔小至てハ諸郷と共に並列し板來と次くさるる二地とも小驛家を兼る
 代以てなるく若驛家子為小載たりとを弘仁三年以前小
 てハ石橋棚島等を弘仁已後してハ雄薩田後をさるる驛
 家の為小ならずさるも知るく但餘り小手賀の迫近石村玉穗官
 小一郷と立たるを何故なるや其疑なき事能ハる

大八洲所馭天皇體繼之世有人箭括氏麻多智點自郡西谷之葦原墾

開新治田此時夜刀神相羣引率悉盡到來左右防障令勿耕佃原注

謂蛇為夜刀神其形蛇身頭角率紀免難時有見人者破滅家門子孫
 不繼凡此郡側郊原甚多住之○按本文石村古事記伊波禮書紀盤
 余小作注紀ハ巨誤且時有見人者率巨於是麻多智大起怒情著
 免難其句と上下小置易て見て能通す

被甲鎧之自身執杖打殺驅逐乃至山口標杭置塚堀告夜刀神曰自

此以上聽為神地自此以下須作人田自今以後吾為神祝永代敬祭
 冀勿崇勿恨設社初祭者即還發耕田一十町餘麻多智子孫相承致
 祭至今不絕其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇孝德之世壬生連麻
 呂茨城國造初占其谷令築池堤時夜刀神昇集池邊之椎樹經時不去於
 是麻呂舉聲大言令修此池要在活民何神誰祇不從風化即令役民
 曰目見雜物魚虫之類無所憚懼隨盡打殺言了應時神蛇避隱所謂
 其池今號椎井也池西椎株清泉所出取井名池即向鹿島陸之驛道
 也按椎井今其地也失ふ此條曾屋の次不叙て且驛道の事も云
 賀玉造二村の田を云ふよや又自郡西谷とある不據ハ今行方村
 と藤井船子二村との間なる池と称を云池ある水田の地を云

ふ小や此水田西北不延て井上村東谷と云ふ所より及へり笹池
 ハ藤井村の方より其上小笹池明神と云ふ祠あり中世下河
 邊氏領地の頃ハ崇奉の神なり今ハ水田少許の寄附なりと
 云ふ神祠ハ池西より池西椎株とあるふも能うなりと云
 ハ神祠ハ夜刀神の傳を失ひなり今ハ烟田延元元年六月藤井
 村讓狀の四至ハ限東船子郷堺限南入海限西井上郷限北下大道
 と有りて其頃より大道ハ村北より有りて今の村南入海の方向
 還の路より有りて驛道也云ふも當より猶能考ふハ四至
 ハ限字方位の 兵部式驛馬曾禰五足と有り此地ハ按式佗ハ皆二
 下小あり 榛谷の五足なる弘仁二年小
 板来驛廢して本驛こまを兼し

坂来郷 坂板誤今潮来村是

按板来後板久小作る元禄十二年小

社潮宮の訓不據云不然也其潮宮ハ高倉下を祭るとある
 ハ紀果有落劔立於庫底板の故事より板宮ハ稱多へさに何の
 故有りて潮宮と書 風土記云從此登往南十里板来村近臨海濱
 ていこまハ訓と

安置驛家此謂板來之驛其西榎木成林飛鳥淨見原天皇武之世遣

麻績王居處之按天武紀四年四月三位麻績王有罪流于因幡

と一歌あり本郷二國ハ孰まり先其海燒鹽藻海松白貝按和名鈔

白貝唐韵蛤辨色立成於保本朝式用白螺蛤多生古老曰斯貴滿垣

宮大八洲所馭天皇崇神之世為平東夷之荒賊遣建借間命原注即此那賀國造

初引率軍士行畧凶猾頓宿安婆之島按今河内郡安波村古信太郡乘濱の屬村先此地不到

るを驛程遙望海東之浦時烟所見爰疑有人建借間命仰天誓曰若

有よ天人之烟者來覆我上若有荒賊之烟者去靡海中時烟射海而流

之爰自知有凶賊即命徒衆禡食而渡於是國極名曰夜尺斯夜筑

斯二人自為首帥掘穴造堡常所居住覘伺官軍伏衛拒抗建借間命

縱兵驅逐賊盡遁還閉堡固禁俄而建借間命大起權議校閱敢死之

士伏隱山阿造備滅賊之器嚴飭海渚連船編棹飛雲蓋張虹旌天之

鳥琴天之鳥笛隨波逐潮嶋杵唱曲按鳥琴鳥笛詳ならず嶋恐鳴誤杵角一本杵島小作萬葉仙

覺抄肥前風土記と引て杵島振の曲ハ杵島山小登了酒と酌七日

七夜遊樂歌舞于時賊黨聞盛音樂舉房男女悉盡出來傾濱歡咲建

借間命令騎士閉堡自後襲擊盡囚種屬一時焚滅此時痛殺所言今

謂伊多久之鄉臨斬所言今謂布都奈之村安殺所言今謂安伐之里

吉殺所言今謂吉前之邑按詭靈の義して斬聲より斬を布都奈と云ふ安殺ハ何と訓めて安伐とハなき

板来南海有洲可三四里許春時香島行方二郡之男女盡来拾津

白貝雜味之貝物矣こま板来の故事名義之按布都奈ハ古高村是

ふるこま一ふつたと呼ふ其音近按香取應安海夫注文小志ま

たの津同人知行いたくの侍志まささの知行分と連書と

り此ふさ今其地を恐ふふつたを誤るふや其地岡

陵起伏のり今小茂林多けれ賊の巢窟も此地を安伐

ハ古高の内安波臺と云ふ所なり吉前ハ延方村の内江寄のり香

取應安海夫注文小水原津江寄津延方津此注文數通あり是ハ

ある所是延方古高ハ犬牙の地小板来村と稱さ曾禰と同

例より此時ハ驛家なり和名鈔小至してハ郷小昇となり後

紀弘仁六年二月廢常陸國板来驛按鹿島往還の一篇なごのり後

を郷をも廢と何如なるん按弘安勘文嘉元田文鹿島康永

種共小延方郷ありて本郷なり香取貞治五年海夫注文信方田收注文稅所應永切手員數四

津板来津と連書なれも此頃ハ延方小屬となふ南海

有洲を慶長の初租入の地となりて下總香取郡小隸と十六島

と云ふ地の内を多く

餘戸里 其地詳ならん按出雲風土記意宇郡餘戸里條云依神龜四

制なり本國風土記小餘戸なきは是神龜以前の書なる証ニ本郡

の餘戸ハ井上高家等の郷を増とる時小置たる多く其地を

北偏小幡村の内雨見と云ふ所其遺ならん烟田文書弘長二年

とも小幡郷内雨見とありて其名古く見元且雨見の音阿

麻閉小近け

右十六郷及餘戸内今當麻の一郷鹿島郡と名を立花の一郷茨城郡より本郡小入る其餘を古今變遷なり

式外贈位神祠

國都神 今行方村國神なり風土記小郡東國社此號縣祇とあり

見詳上小 三代實録貞觀十六年五月十一日戊戌授正六位上國都

神從五位下 按神階ハ明應小正三位なり

庄海

成田庄 今成田村本郷なり弘安勘文嘉元田文小其目を載さるる

所謂不經公驗庄と見えたり正中二年二月最勝光院散狀云常陸

國成田庄 領家持明院左兵衛督保藤

本年貢國絹百匹綾被物二重 内七月御八講壹重八月

御忌 閏月兵士三人 近年以色代五貫文進濟之減濟之年紀不存知之 近年代錢絹代六貫文

二月被物代一貫四百文外無濟 按持明院領を寺一寄を叔惣寺領と毎月小配當して此庄の所課を

絹被物の外小閏月何れの時ハ兵士三人出さる其代として五貫文を出さるを色代と云ふなり 香取應安海

夫注文小鳴田津武田知行と何る鳴田を此地とて其頃を武田氏

地頭なり 按今小野友串引半原高田等の地成田庄なりと云ふ

奈左可能海 萬葉集東歌 常陸國歌云比多知奈流奈左可能宇美乃多

麻毛許曾比氣波多延須禮阿村可多延世武仙覺鈔云常陸國ニナ

サカノ海ト云ハイツクニ有ゾト年頃アマタ人ニ尋ヌレドモス

ベテ知タル人ナシ、名ヲダニモ聞カズト申スサレバカ及バヌニ
 ヨリテ、コレヲ按スルニ常陸ノ鹿島ノ寄ト下總ノ海上トノアイ
 ヨリ、遠ク入タル海アリ、末ハフタ流レナリ風土記ニハコレヲ流
 海トカケリ今人ハウチノ海トナン申ス、按太平記も亦志らひふ其海ヒト流
 レハ、北鹿島郡ト、南行方郡トノナカニ入レリ、ヒト流レハ、北行方
 郡ト、南下總國ノ堺ヲヘテ信太郡茨城郡マデニイレリ、然ルニ彼
 ノ海塩ノミツル時ニハ波コトニサカ上ル然レハ波ノ逆ノホル
 義ニヨリテ、ナサカノ海ト云ベキナリケリ、彼フタ流レノ海玉藻
 多ク生ナビケリ、是仙覺ヲ考ヘヨリ再ハ此海の名ハ顯きたリ當

時幸小波逆の標^りを^{目撃}し故小其考を得たりなるべし
 風土記の頃た小巳に三四里の洲^{あり}し海なまを今ハ大^{あり}た村
 落又ハ水田とふ^る潮来と延方との水田の間纔小沼の如き一所
 を指て專波逆浦と云ふ桑滄の變感歎を^魚

常陸國郡郷考卷八終



